平成33年3月31日までに東日本大震災で滅失・損壊した住宅の用地に代わる土地を取得した場合、従前の住宅用地面積に相当する分は、取得後3年間は住宅用地とみなされ、固定資産税・都市計画税が軽減されます

被災住宅用地の所有者等が、当該被災住宅用地に代わる土地（代替住宅用地）を令和３年３月３１日までの間に取得した場合、その土地が更地等であっても取得後３年間に限り住宅用地とみなして、固定資産税・都市計画税を軽減する特例措置が設けられました。

※　本来、住宅用地の価格の特例は、住宅が建設されている土地にのみ適用可能です。

●特例措置を受けるためには、申告が必要となります。

※　ただし、期間内に、被災した住宅の敷地の代わりに取得した土地（以下「代替土地」といいます。）を、事業所用地、貸し駐車場等のように別の用途に利用されていた場合は特例の適用からはずれ、その後に更地に戻しても再度特例の適用にはなりません。

☆特例措置を受けることができる方

1	平成２３年度賦課期日（１月１日）における「被災住宅用地の所有者」
2	「被災住宅用地の所有者」が個人である場合、 その方について相続があったときにおけるその方の相続人
3	個人である「被災住宅用地の所有者」の三親等内の親族で、「代替土地」の上に新築される家屋に当該「被災住宅用地の所有者」と同居する予定である方 （提出された書類により市長が認める場合に限ります。）
4	「被災住宅用地の所有者」が法人である場合、合併又は分割があった後はそれぞれ合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割承継法人

※　「被災住宅用地」とは、東日本大震災により滅失・損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で、平成２３年度分の固定資産税について住宅用地の特例適用を受けたものをいいます。当該土地が共有物である場合には、その持分を有する方を含みます。

（裏面「提出書類」もご覧ください）

☆特例措置を受けるための提出書類

【郡山市内の「被災住宅用地」の「代替土地」について郡山市長に申告する場合】

	提出いただく方	提　出　書　類
①	全　　員	**(1) 東日本大震災に係る被災代替住宅用地申告書** 申告書には、 ア　「被災住宅用地」及び「代替土地」の所有者の氏名及び住所 （法人の場合は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地） イ　「被災住宅用地」及び「代替土地」の所有地 ウ　「被災住宅用地」の面積 （共有物であるときは、持分の割合に応ずる「被災住宅用地」）の面積） エ　「代替土地」の面積 （共有物であるときは、持分の割合に応ずる「代替土地」）の面積） オ　「代替土地」を住宅用地として使用する予定であることの誓約 カ　その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項 等の記載が必要であり、場合によっては登記事項証明書等の提出をお願いすることがあります。 **(2) 個人番号確認書類の写し及び本人確認書類の写し** ※（郵送の場合） 番号法に基づき、申告書提出の際、個人番号（マイナンバー）・法人番号の記入に併せて個人番号確認及び本人確認をさせていただきます。確認書類については別紙をご確認ください。
②	表面の「☆特例措置を受けることができる方」の２、３、４の方	**提出書類①に加えて、** 戸籍の謄本（法人に係る登記事項証明書）　など相続人等に該当する旨を証する書類
③	表面の「☆特例措置を受けることができる方」の３の方	**提出書類①、②に加えて、** 「被災住宅用地の所有者」と同居する予定であることの誓約

※　**郡山市外の「被災住宅用地」**の「代替土地」について郡山市長に申告する場合は、**平成２３年度において被災住宅用地が住宅用地の特例を受けていたことが分かる書類**が必要です。

（小規模住宅用地及び一般住宅用地特例の適用面積が分かるものをお願いいたします。）

※　**具体的な手続き等については、資産税課までお問合せください。**

問合せ先：郡山市税務部資産税課土地係　電話（024）924-2091

個人番号（マイナンバー）・法人番号記入と添付書類のおねがい

平成２８年１月からマイナンバー制度（社会保障・税番号制度）が開始されました。

被災代替住宅用地申告書へのマイナンバーの記入と併せて、**番号確認**と**本人確認**をさせていただきます。

【１】 被災代替住宅用地申告書へのマイナンバーの記載

被災代替住宅用地申告書右上の申告者（現土地所有者）の記載欄に、個人番号（12桁）又は法人番号（13 桁）の記入をお願いします。

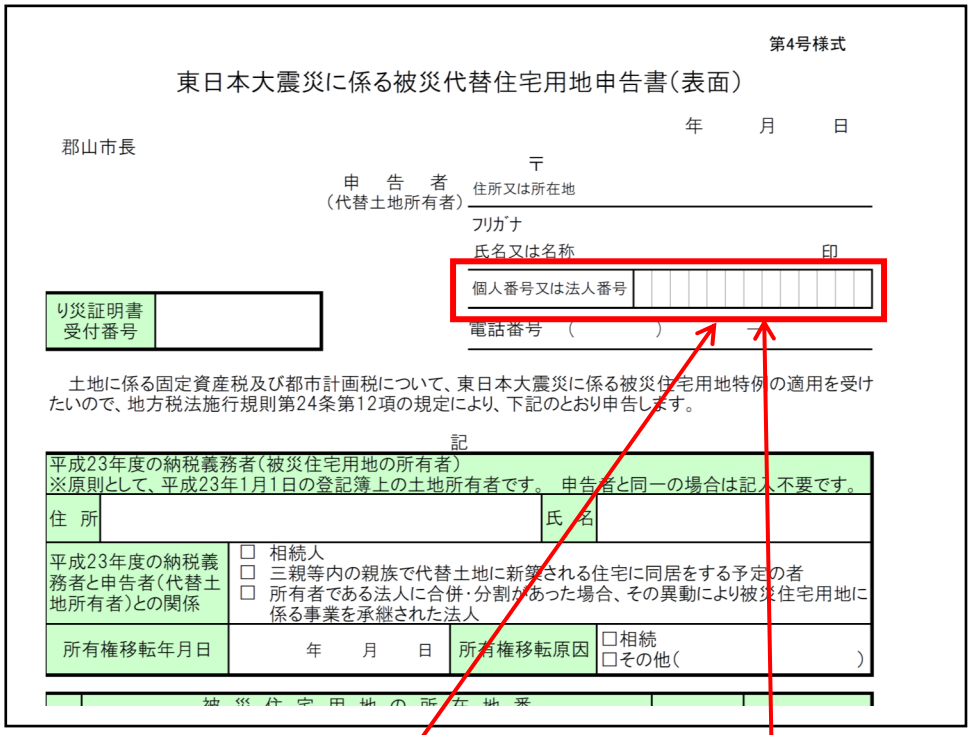

第4号様式

東日本大震災に係る被災代替住宅用地申告書(表面)

年　月　日

郡山市長

〒

申　告　者（代替土地所有者）　住所又は所在地

フリガナ

氏名又は名称　印

個人番号又は法人番号

電話番号　（　　）　－

り災証明書受付番号

土地に係る固定資産税及び都市計画税について、東日本大震災に係る被災住宅用地特例の適用を受けたいので、地方税法施行規則第24条第12項の規定により、下記のとおり申告します。

記

平成23年度の納税義務者(被災住宅用地の所有者) ※原則として、平成23年1月1日の登記簿上の土地所有者です。　申告者と同一の場合は記入不要です。			
住　所		氏　名	
平成23年度の納税義務者と申告者(代替土地所有者)との関係	□ 相続人 □ 三親等内の親族で代替土地に新築される住宅に同居をする予定の者 □ 所有者である法人に合併･分割があった場合、その異動により被災住宅用地に係る事業を承継された法人		
所有権移転年月日	年　月　日	所有権移転原因	□相続 □その他(　　)

個人番号カードサンプル（裏面）　　通知カードサンプル（表面）

【２】 番号確認・本人確認のために準備していただくもの

申告書を持参する場合は受付の際、下記の書類を確認させていただきますので窓口にお持ちください。郵送の場合はコピーを同封してください。なお、申告者が法人の場合については、以下の書類は必要ありません。

① **個人番号カード**

② ①がない場合は、**通知カードまたは個人番号つき住民票どちらか１点**と**本人確認書類**※

本人確認書類の具体的な説明は下記の表をご確認ください。

◎本人確認書類

	※本人確認書類
① いずれか１点 （**写真付き**で氏名及び生年月日又は住所入りのもの）	運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成２４年４月１日以降のもの）、住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、学生証、身分証明書、社員証、資格証明書 そのほか官公署から発行・発給された書類であって、写真の表示及び氏名及び生年月日又は住所が記載されているもの
② ①が困難な場合 いずれか２点 （氏名及び生年月日又は住所入りのもの）	身分証明書、学生証、社員証、資格証明書（以上写真のないもの）、健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証、母子健康手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、地方税・国税・社会保険料・公共料金の領収書、納税証明書、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、納税通知書 そのほか官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類であって、氏名及び生年月日又は住所が記載されているもの